平成２１年（フ）第６９号
愛知県豊川市千両町宝辺２番地の７
債務者　石原　憲司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第７０号
愛知県豊川市千両町宝辺２番地の７
債務者　石原百合子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第８５号
愛知県豊橋市若松町字丸山13番地の５
債務者　北澤　末子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１６８号
愛知県豊橋市野依台１丁目12番地11
債務者　小倉　美和
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４２号
滋賀県米原市坂口90番地57
債務者　吉川　正樹
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2306番地６
債務者　山田　　進
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
岡山県笠岡市金浦1558番地23
債務者　笠原　正博
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
千葉県長生郡長生村小泉1556番地13
債務者　小豆畑仲治
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
千葉県茂原市南吉田2811番地７
債務者　河野　浩樹
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
千葉県長生郡白子町福島1779番地４
債務者　坂本　麻美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
千葉県茂原市早野2486番地１　ソレイユＡ203号室
債務者　辰井　優美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
千葉県長生郡白子町北高根4037番地14
債務者　宮原　明子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
釧路市鳥取北４丁目21番13号　サンハイツ
債務者　坂野　菊江（旧姓床）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１６９号
北海道釧路郡釧路町北都２丁目３番地４
債務者　石戸谷明美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２０２号
釧路市堀川町８番８号
債務者　石田　恵子（旧姓熊本）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第９４号
栃木県足利市南大町180番地１、住民票上の住所群馬県館林市美園町２番27号
債務者　下境　秀昭
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第９５号
栃木県足利市鹿島町394番地１　プルミエかしま１、前住所栃木県足利市山下町1555番地２
債務者　増田　紀夫
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部